

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部 第5回本部員会議 次第

日 時:令和2年3月5日(木)

場 所:防災危機管理センター
災害対策本部室

あいさつ

議 題

(1) 新型コロナウイルス感染症患者の発生について

(2) その他

県内で初めて感染者が確認されたことを受けた
県民の皆様への知事メッセージ

滋賀県知事の三日月大造です。

本日3月5日、ここ滋賀県では初めて新型コロナウイルス感染症に感染された患者の方が判明いたしました。現在、感染された患者の方の治療ならびに健康観察を行っております。また、感染拡大防止の観点から、これまでの行動の確認調査をさせていただいているところでございます。現在、多くの都道府県で感染者が確認され、全国では1,000名を超える患者が発生しております。その意味で新型コロナウイルスの猛威は、未だ衰えずという状況です。

今一度、私たち自身が気を付けて、また気を配りあって、この難局を力を合わせて乗り越えてまいりたいと思いますので、以下4点のことを、皆様方にお伝えしたいと思います。

まず、県といたしましては、相談窓口を設け、土日も含め24時間体制で、皆様方の御心配をしっかりと受け付ける体制をとっております。何か御不安なこと、御心配なことがございましたら、遠慮なくお電話をください。そして、検査の体制、治療の体制につきましても、万全の体制をつくっておりますので、御心配等なく受診等をいただきますようお願いいたします。

また、県内の小中学校、高校、特別支援学校につきましては、春休みまでの休業をさせていただいておりますし、県内のさまざまなイベント等につきましても、自粛、中止、延期をさせていただいております。様々な御不便等をおかけいたしますが、どうか、多くの方が一堂に集まれる場所に、長時間、御自身の身を置くということを極力控えていただくなど、御協力をよろしくお願いいたします。

また、3つ目といたしまして、私たち自身が、栄養や睡眠を十分にとると同時に、適度の運動を心掛けて、自己免疫力を保持して、ウイルス等に負けない状況をつくることも大切だと思いますので、このこともあわせて、一緒に心掛けてまいりましょう。

最後の4つ目といたしまして、県内のお店を営まれている方、事業を営まれている方、県内各所で仕事をされている方々など、様々な御不安等があらうかと思っております。お客様が減って、購入量が減って、商売が立ち行かないといったことがありましたら、是非御相談ください。そして、子どもがいて働きに行けないという場合は、雇用や労働に関する相談窓口も設けております。県内各所で子どもたちを預かる場所の確保や、障害のある子どもたちの居場所の確保等に、今、全県あげて協力体制を作っているところですので、そういったことにもしっかりと、きめ細かく応じてまいりたいと思います。この1、2週間がとても大事な時期になると思います。どうか、私たち自身が冷静に、そして周りの方々にも気を配りながら、この時期を乗り越えてまいりたいと思いますので、よろしくお力添え賜りますよう、お願いお呼びかけ申し上げて、私からのメッセージとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

令和2年3月5日

滋賀県知事 三日月 大造

新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について（県内 1 例目）

3月4日、県内の医療機関から管轄の保健所に対して、新型コロナウイルス感染症患者の発生届が提出されました。

当該患者の検体を滋賀県衛生科学センターで検査したところ、本日、新型コロナウイルス陽性の結果が得られました。新型コロナウイルス感染症の患者の発生が滋賀県内で確認されたのは初めてです。

本件について、濃厚接触者の把握を含めた積極的な疫学調査を確実に行ってまいります。

1. 基本情報

(1) 患者の同居家族構成

患者 60代（男性）

患者の妻 50代

患者の次男 20代（県外で下宿をしており2月20日から帰省中）

(2) 住所 滋賀県大津市

2. 患者の行動・経過等

2月 10日（月） 出勤
11日（火）、12日（水） 自宅
13日（木）、14日（金） 出勤
15日（土）、16日（日） 県内宿泊旅行
17日（月） 出勤
18日（火） 自宅
19日（水）、20日（木） 出勤
21日（金） 自宅
22日（土） 自宅
23日（日） 自宅（親戚の集まり）
24日（月） 冷感と寒気を感じた。
25日（火） 昼ごろから38.4℃の発熱、市内医療機関A受診。インフルエンザ陰性。
26日（水） 微熱で経過。
27日（木） 平熱だったため午前中に電車で出勤。約2時間荷物整理を行っていた。
(通勤経路：JR琵琶湖線大津市内の駅～JR京都線大阪市内の駅)
夕方から38℃台まで上昇。
28日（金） 自宅（朝微熱）
29日（土） 37℃～38℃台の波（夜に向けて高くなる）
3月 1日（日）～3日（火） 37℃～38℃台の波（夜に向けて高くなる）継続。
2日（月） 医療機関A再診（X線撮影、インフルエンザ陰性）、点滴投与を受けて帰宅。

3日（火） 医療機関 A 再診、点滴投与を受けて帰宅。

4日（水） 朝、医療機関 A 再診（X線撮影）。

午前、市内医療機関 B を紹介受診（X線、CT 検査実施、両側スリガラス陰影あり）
肺炎疑い。主治医から接触者外来につなぐよう相談センターに要請あり。

午後、接触者外来である医療機関 C 受診（両側肺炎像あり。治癒過程にあるように見えるが、新型コロナウイルス感染症を否定できる所見無く、鑑別のための PCR 検査必要と判断）

医師の総合的判断により、疑似症として発生届が提出される。

5日（木） PCR 検査陽性により、新型コロナウイルス感染症確定。

現在、医療機関 C に入院中。

3. 濃厚接触者情報

- ・患者の妻、次男（大津市保健所が PCR 検査を実施）
- ・医療機関 A の医師 1 名、看護師 6 名（同上）
- ・医療機関 B の医師 1 名（大津市保健所が健康観察を実施）
- ・医療機関 B の医学生 1 名（京都市保健所に健康観察を依頼）

4. 医療機関 A、B 受診時の状況

- ・医療機関 A 受診時は次男運転の自家用車で通院、マスクを着用していた。
- ・医療機関 B 受診時は妻が運転の自家用車で通院、マスクを着用していた。

5. 医療機関 A への対応

- ・3月5日 10 時 大津市保健所が消毒を指示
- ・現在自主的に休診中

資料提供

提供年月日：令和2年(2020年)3月5日
部局名：商工観光労働部
所属名：中小企業支援課
係名：金融支援係
担当者名：奥村
内線：3732
電話：077-528-3732
E-mail：fb00@pref.shiga.lg.jp

中小企業者の資金繰り支援のため金融機関に要請を行いました ～新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受ける中小企業者の支援～

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、中小企業者の皆様の資金繰り円滑化に万全を期すため、金融機関に対し、以下のとおり要請文を送付しましたのでお知らせします。

1. 要請文の送付日

令和2年3月5日(木)

2. 要請内容

- (1) 県制度融資（セーフティネット資金および緊急経済対策資金）の積極的な活用および迅速な融資実行
- (2) 中小企業者への円滑な資金供給および負担軽減等の対応についての配慮

3. 要請文送付先の金融機関（県制度融資の取扱金融機関）

滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行、
滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、
京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、商工組合中央金庫、
京滋信用組合、近畿産業信用組合

4. 問い合わせ先

商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係
TEL 077-528-3732

(写)

早春の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、滋賀県商工観光労働行政の推進ならびに中小企業者に対する金融の円滑化に格別の御理解と御協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、多くの中小企業者においては、観光客の減少や経済活動の縮小等による収益の悪化および部材調達困難による生産への影響等により資金繰りが悪化しているものと承知しています。

本県としても、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受ける業種について、セーフティネット5号の対象業種として広範に指定するよう知事会を通じて国へ緊急提言を行うとともに、県内全域をセーフティネット保証4号の対象地域として指定するよう要請したところです。

3月2日には県内全域がセーフティネット保証4号の対象地域に指定されたことに加え、3月6日には、特に重大な影響が生じている宿泊業や飲食業など40業種が緊急的に追加指定される予定です。

貴行（金庫、組合）におかれましては、こうした状況を踏まえ、下記事項について格段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 本県では、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受ける中小企業者を支援する資金制度として、セーフティネット資金（セーフティネット保証4号および5号）および緊急経済対策資金を用意しており、本県中小企業支援課、各商工会議所・商工会、中小企業団体中央会等に資金繰り等の相談に応じる窓口を設置しています。

これらの資金は、低利で長期の融資が可能であり、中小企業者の経営安定に資するものとなっておりますので、当該資金の積極的な活用および迅速な融資の実行に御協力いただきますようお願いいたします。

- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける多くの中小企業者においては、資金繰りの円滑化が喫緊の課題となっていることから、中小企業者への円滑な資金供給および負担軽減等の対応について、格別の御配慮をいただきますようお願いいたします。

令和2年3月5日

各金融機関 代表者 様

滋賀県知事 三日月 大造